

上越マリブリーズ(J ブリーズ) 後援会

入会申込書(個人会員用)

申込日 平成 年 月 日

ふりがな			〒 -
氏名		住所	
TEL		FAX	
携帯電話		E-mail	
会費	年会費 1口 2,000円	口数/	年会費 円
【会費の納入方法】 いづれかにチェックをつけて下さい。 <input type="checkbox"/> 金融機関への振込 ■上越信用金庫 本店 普通 0482317 Jブリーズ 会計担当 保科 宣之 ※振込手数料はご負担くださいますよう、お願い申し上げます。 <input type="checkbox"/> 後援会及びバレーボール協会役員に直接納入 担当者名() <input type="checkbox"/> 事務局会計担当へ直接納入 担当者 三井企画株式会社 保科 宣之			

上越マリブリーズ(J ブリーズ)後援会 事務局 会計担当

〒943-8533 新潟県上越市藤巻8番64号 三井企画株式会社 藤巻本社

TEL 025-524-1531

FAX 025-523-2123

※ご記入の個人情報は、上越マリブリーズ(J ブリーズ)後援会関連以外に用いることはありません。

上越マリブリーズ(J ブリーズ) 後援会
入会申込書(法人・団体会員用)

申込日 平成 年 月 日

☆ 申込書は、下記のJブリーズ事務局のFAXにてお申し込み願います。

ふりがな			〒 -
法人・団体名		所在地	
代表者氏名		担当者氏名	
TEL		FAX	
携帯電話		E-mail	
会 費	年会費 1口 10,000円	口数／	年会費 円
<p>【会費の納入方法】</p> <p>金融機関への振込先</p> <p>■上越信用金庫 本店 普通 0482317 Jブリーズ 会計担当 保科 宣之</p> <p>※振込手数料はご負担くださいますよう、お願い申し上げます。</p>			

上越マリブリーズ(J ブリーズ)後援会 事務局 会計担当

〒943-8533 新潟県上越市藤巻8番64号 三井企画株式会社 藤巻本社

TEL 025-524-1531

FAX 025-523-2123

※ご記入の個人情報は、上越マリブリーズ(J ブリーズ)後援会関連以外に用いることはありません。

上越マリブリーズ〔Jブリーズ〕後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、「上越マリブリーズ後援会」(以下「本会」)と称する。

(目的)

第2条 本会は上越マリブリーズの活動を後援し、上越市におけるビーチバレーの健全な発展とスポーツ振興を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、(株)ナルス本部内に置く。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上越マリブリーズの活動に対する、物心両面にわたる支援活動事業
- (2) 選手育成に関する支援活動事業
- (3) 会員相互の親睦を図る事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業(法人)、自治体・公共機関等の団体又は個人をもって組織する。

(入会および脱会)

第6条 会員は、所定の会費を納入し、入会することができる。

- 2 会員は、本人の申し出により、所定の手続きを経て脱会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名 監 事 2名 理 事 若干名

- 2 会長は総会により決定する。
- 3 副会長は会長が選任する。
- 4 理事および監事は、総会において会員中より選出する。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

(役員および顧問の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がこれを代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会の運営にあたる。
- 4 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 年度途中で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、会長が招集して、年1回開催することを例とする。
- 3 総会は、事業計画及び事業報告、予算及び決算の報告をする。
- 4 理事会は必要に応じて開催し、事業運営に関する重要事項および総会に付議すべき事項を議決する。
- 5 総会および理事会の議長は、会長が務める。

(会計)

第12条 本会の活動経費は、会員の年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 年会費は、次のとおりとする。

区 分	金 額
法人、団体	1口 10,000円
個人、個人事業者	1口 2,000円

- 2 複数口の加入を妨げない。
- 3 脱会時の会費の返還は行わないものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(実施の時期)

本会則は、平成20年 6月 7日から施行する。